

榎原市

**補助額最大
400万円**

空家等利活用再生事業 補助金

～ 申請期間 ～

令和 7 年 8 月 29 日まで

榎原市では、空き家を地域活性化の資源として捉え、空き家所有者等の活用意欲を高め、まちや地域コミュニティの維持・向上や歴史性のあるまちの景観の維持をめざします。

空き家を地域福祉施設、地域コミュニティ施設、体験学習施設、文化施設などの用途に転用し、地域の活性化に資するため先端的な利活用を行う改修工事に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

※申請していただく工事は、補助金の交付決定通知があるまで、契約及び着手できません。

補助金の内容や応募方法、大まかな流れは裏面参照

【補助金の内容】

【対象事業】

まちや地域コミュニティの維持・向上や歴史性のあるまちの景観の維持を目的とした事業であり、次のいずれかに該当する用途で、改修工事の完了日から10年間、当該建築物を継続的に使用するものとします。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) その他市長が認める用途

※宗教団体、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのあるものであってはいけません。

【補助要件】

- ・ 檀原市内に所在する建築物であり、現時点において、使用されておらず、かつ、今後も住宅の用途に使用される見込みのない建築物であること。
- ・ 一戸建て又は長屋建て住宅であること。
- ・ 建築基準法その他の建築に関する法令に照らし、適正と認められる建築物であること。
- ・ 建築基準法に規定されている耐震基準を満たしていない建築物については、本事業において耐震性能を向上させる改修工事を行うものとする。
- ・ この補助金のほか、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金を受けていない建築物であること。

【補助対象者】

- ・ 補助対象建築物の所有者(予定を含む)又は、補助対象建築物の賃借人(予定を含む)

※市税滞納者や暴力団関係者は対象となりません。

【補助対象経費】

- ・ 利活用を行う空き家の改修工事費
- ・ 耐震改修工事費
- ・ その他市長が認めるもの

※備品等は除く

【補助金額】

- ・ 補助対象とする工事費の2/3以内で、上限を400万円とします。

※国土交通省の空き家再生等推進事業[活用タイプ]を活用しています。

【採択方法】

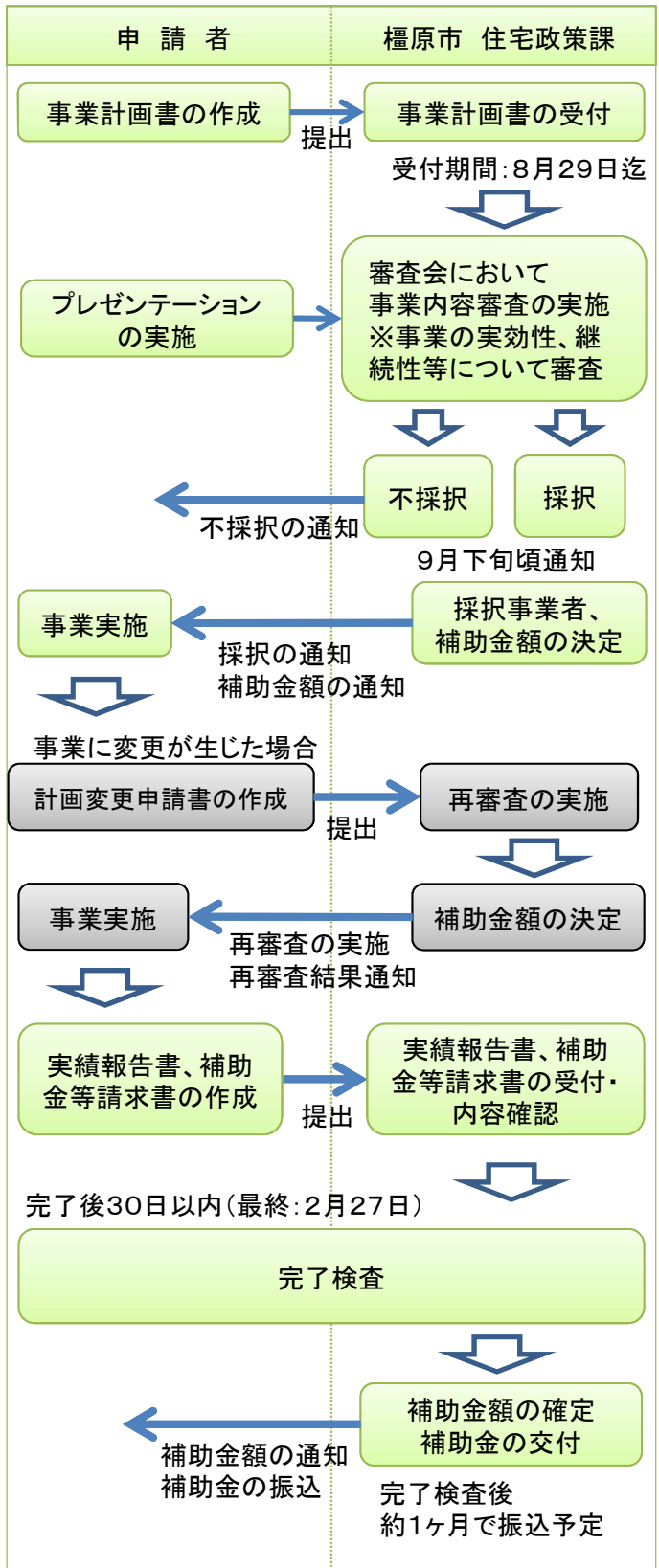
審査

- ・ 選考会を行い決定します。
- ・ 必要に応じてヒアリングを実施します。
- ・ 採択にあたり条件を付する場合があります。

【注意事項】

- ・ 改修工事の完了日から10年間、交付決定を受けた用途で当該建築物を継続的に使用するものとします。
- ・ 詳しくは「檀原市空家等利活用再生事業補助金交付要綱」、「檀原市補助金交付規則」をご確認ください。

【補助金の大まかな流れ】



紹介ホームページ



【問合せ・申請先】

〒634-0002
奈良県檀原市東竹田町1-1
リサイクル館かしはら2階
檀原市役所
都市マネジメント部住宅政策課
TEL: 0744-47-3514(直通)
TEL: 0744-22-4001(代表)
FAX: 0744-24-9717

紹介ホームページアドレス

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1009/gyomu/3/1/3044.html>